

(公財)日本パラスポーツ協会公認
令和6年度第1回初級パラスポーツ指導員養成講習会実施要綱

1 目的

パラスポーツの普及・振興のために、基本的な知識や技術を身につけた指導者の養成を図る。

2 主催

千葉県

一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会

3 後援

公益財団法人日本パラスポーツ協会

4 協力

千葉県障がい者スポーツ指導者協議会

5 実施期日

令和6年8月31日(土)・9月1日(日)・9月21日(土)・9月22日(日)

6 講習科目及び時間 (全22時間)

(1) 講義

スポーツのインテグリティと指導者に求められる資質	【2時間】
パラスポーツの意義と理念	【1.5時間】
全国障害者スポーツ大会の概要	【1.5時間】
パラスポーツ推進の取り組み	【1.5時間】
パラスポーツに関する諸施策	【1.5時間】
安全管理	【1.5時間】
各障がいの理解とスポーツ	【6.5時間】

(2) 実技・実習・講義演習

各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫	【3時間】
コミュニケーションスキルの基礎	【1.5時間】
障がいのある人との交流	【1.5時間】

7 日程

別紙「令和6年度第1回初級パラスポーツ指導員養成講習会カリキュラム」参照

8 会 場

千葉県総合スポーツセンター スポーツ科学センター(千葉市稲毛区天台町323)

9 受講資格

次の(1)～(4)を全て満たすこと。

- (1) 令和6年4月1日現在で、18歳以上の方。
- (2) ①パラスポーツの振興に貢献する意欲を持ち、現在千葉県内でスポーツ推進委員や教育機関、施設等でスポーツ指導・実践されている方。
②または、パラスポーツの振興に貢献する意欲を持ち、その活動にかかわり指導・実践しようと考えている方。
- (3) 4日間の講習にすべて参加できる方で、パラスポーツ指導員の資格を所持していない方。
- (4) 全課程修了後、(公財)日本パラスポーツ協会に初級パラスポーツ指導員の資格申請を行う方。

10 定 員

30 名

受講者決定にあたっては、受講申込書のスポーツの活動歴等の欄の記載内容を参考に、千葉県内で在住、在学・在勤の方、障がい者等のスポーツに関する指導経験、貢献活動のある方(上記、8受講資格(2)①参照)を優先します。

なお、定員を超えた場合は、抽選とします。

11 受講料、申請・認定料等

- (1) 受講料は無料です。(別途テキスト代、申請・登録料が必要となります。)
- (2) 講習会1日目に、テキスト代3,500円(教本、競技規則集)を受付で徴収します。
- (3) 講習会3日目に、資格認定申請のために申請・認定料5,500円と登録料3,800円を受付で徴収します。

なお、(公財)日本パラスポーツ協会への申請関係書類も併せて提出していただきます。

(2)(3)併せて、計12,800円になります。1日目、3日目それぞれ、お釣りのないようを用意してください。

12 申込方法

別紙、「受講申込書」に必要事項を記入して、下記の申込先に持参または郵送してください。参加経費等は送付しないでください。

13 申込期限

令和6年7月22日(月)必着です。

14 申込先(問い合わせ先)

一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会【日・月曜日休】

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-1

電話:043-253-6111 FAX:043-253-9389

E-mail:csrad@galaxy.ocn.ne.jp

15 受講決定

受講の可否については、令和6年7月30日(火)までにメールまたはFAXで通知します。通知が届かない場合には、申込先(問い合わせ先)にご連絡ください。

16 資格認定

(1)全課程を修了した方に修了証書を授与します。

(2)修了証書を授与された方については、(公財)日本パラスポーツ協会公認初級パラスポーツ指導員の資格認定申請を千葉県障がい者スポーツ協会から一括して行います。

17 その他

(1)受講者は、筆記用具、実技には運動着・体育室用運動靴等、必要なものを持参してください。

(2)講習における遅刻は、未修了の扱いとなることがあります。

(3)講師等は、都合により変更となることがあります。

(4)(公財)日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員は、日本パラスポーツ協会に登録することによって、活動地の指導者協議会の会員となります。翌年度以降に登録を継続する場合には、毎年度登録料(3,800円)が必要となります。

(5)講習会会場の近隣に食堂・レストラン等が少ないので、弁当等を用意されることをお勧めします。